地方六団体提言と農林水産省の考え方について

内閣府地方分権改革推進室

	【地方六団体提言】 平成26年８月５日（提言） ９月30日	【農林水産省】 平成26年８月20日 ９月30日
農地の総量確保（マクロ管理）	**○農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実** 〔国・地方協力による実効性確保〕 ・真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 〔六団体提言のポイント〕 ・市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定（新たに市町村計画に目標面積を明記） －都道府県・市町村は農地の実態等を踏まえて目標案を提示 －国は食料の安定供給等の観点から目標を提示 －目標の乖離は、国と地方が議論を尽くし調整（必要に応じ施策の充実により解消） →目標管理に係る「実行計画」を策定、第三者機関が事後評価 〔右に対する反論〕 ・市町村から積み上げた目標をそのまま国の目標とするのではなく、国と地方が議論を尽くし、調整する枠組みを提案。食 自給率目標達成の視点にも十分適合 ・六団体提言では、現行制度による担保措置（是正の要求等）に加え、実行計画の策定と第三者機関の事後評価を提案。評価結果は議会、農業関係者等にも広く周知されるなど、現行制度よりも実効性のある管理が可能	・農地の総量確保を図る上で、市町村・都道府県の果たす役割は重要 〔農林水産省の考え方のポイント〕 ・国の目標面積案及び都道府県の目標設定基準案について、都道府県に示し、都道府県を通じ市町村からも意見を聴き、都道府県と調整を図った上で設定する方向で検討 ・目標達成に向け、ブロック単位での国と地方の協議の場等において意見交換を行い、国・地方が一体となり取り組み 〔六団体提言への懸念〕 ・市町村目標の積み上げを基本とすることは、開発需要を見込んだ目標設定がなされるおそれがあるなど、食料自給率目標達成の視点からは十分に適合した枠組みとは言い難いのではないか ・第三者機関による評価等が有効な面もあることから検討可能ではあるが、転用による農地かい廃については、事後的な措置では、優良農地保全のための担保措置としては不十分
農地転用許可制度等（ミクロ管理）	**○農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し〔市町村主体〕** 〔六団体提言のポイント〕 ・農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲 〔農林水産省の考え方に対する意見〕 ・農地の総量確保について市町村も責任を負う以上、個々の農地転用許可について移譲できない理由はない ・地域再生法改正法案と同様のスキームを考えているとすれば、市町村計画の策定に国関与（認定等）があるなど、地域の主体的なまちづくりの実現には遠く、農地に係る国と地方の役割分担の再構築には当たらない 〔右に対する反論〕 ・開発圧力は現場との距離に関係なく生じうるもの。また、あらゆる主体からの声に直接さらされるのが市町村行政であり、それがゆえに不適切とは考えていない ・六団体提言は、以下のとおり十分な担保措置がある制度設計 - 必要に応じ転用基準の更なる明確化等 - 市町村農業委員会の選任委員見直しによる機能強化 - 地方が農地の確保目標に責任を持つこと自体が担保措置。加えて、農振除外等について第三者機関の評価を実施 ・法令に違反したものは、真摯に反省。一方で、通知等においては、法令の解釈と技術的助言の区分が不明瞭なものもあり、国と地方の意見交換等を通じて明確化を図る必要 ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止	〔農林水産省の考え方のポイント〕 ・権限移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進することに対応できず、土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保する必要 ・なお、地域再生法改正法案では、6次産業化施設等について、市町村が計画を策定することにより、4ha超でも都道府県判断で転用が可能 〔六団体提言への懸念〕 ・農地転用許可の判断については、地元の地権者や進出企業の意向による影響を受けにくい、現場と距離を置いた判断ができる者が行うことが適切 ・仮に農地転用許可権限の移譲を更に進める場合には、優良農地の保全の観点から、客観的に見て十分な担保措置を取り得るかが課題 六団体提言における第三者機関の評価は、事後的な措置であり不十分 ・都道府県等における農地転用許可に係る実態調査において、適切な事務処理の確保が必要な事案が増加 ・農業委員の選任方法及び都道府県農業会議の在り方については、「規制改革実施計画」等において、見直しを行うこととされていることから、これと併せて検討する必要
農地確保に資する施策	**○農地において農業が力強く営まれるための取組を充実** ・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進	・国と地方が連携しつつ、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保を図るとともに、農地中間管理機構の活用等により効率的な利用を促進することが必要